

第二部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) 江戸川清掃工場建替事業

部会審議項目(12) 大 臭 騒 土 盤 循 日 電 景 自 廃 温 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 騒音・振動

(年月日) 平成 31 年 1 月 25 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及びその選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P247～P269
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域及び予測地点 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P270～P317
環境保全のための措置		P318
評 価		P319～P327
都民の主な意見	な し	
関係区長等の意見	別紙 1 のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成31年 1 月 8 日 (2) 担当委員 坂本 慎一 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

関係区長等の意見

【江戸川区長】

- 工事の施行中の騒音・振動ともに、評価結果は基準値を下回っているが、低騒音・低振動型の重機等を積極的に採用し、より一層の騒音・振動の低減に努められたい。また、近隣住民などからの問い合わせ・要望があった場合には、誠意をもって対応するよう努められたい。
- ごみ収集車両などの走行に伴う騒音の評価結果において、一部環境基準を超過する地点がある。ごみ収集車両の走行に伴う影響は小さいと考えられるが、低公害型車両の積極的な採用や適正運用等により、より一層の騒音低減に努められたい。

【市川市長】

具体的な工事計画の策定段階において、工事用車両が市川市内を走行することとなった場合は、大気汚染、騒音及び振動はもとより、近隣住民や通学児童等への安全配慮の観点からも、関係機関と協議を実施し、万全な対策を講じること。

項目：騒音・振動

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動について、大型車交通量における本事業の割合が高い地点があり、また、現況においても騒音の環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

第二部会 審議資料

資料 1 - 2

(事業名) 江戸川清掃工場建替事業

部会審議項目(12) 大 臭 騒 土 盤 循 日 電 景 自 廃 温 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 土壌汚染

(年月日) 平成 31 年 1 月 25 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及びその選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P329～P345
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P346～P347
環境保全のための措置		P348
評 価		P348～P349
都民の主な意見	な し	
関係区長等の意見	別紙 1 のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成31年 1 月 11 日 (2) 担当委員 佐々木 裕子 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

関係区長等の意見

【江戸川区長】

- 土壌汚染対策法および東京都環境確保条例に基づき、土壌調査を実施し、汚染が判明した場合には、関係法令に則り、適正に処理すること。また、工事の施行中に発生する地下水についても、関係法令に則り、適正に処理すること。
- 地下水基準を超過しているふっ素および砒素について、「工場内の土壌汚染に由来するものではない」としているが、建屋部分など、土壌調査未実施箇所があるため、現段階では因果関係の判断ができないと考える。また、これは自然由来も含め、工場内の土壌汚染に由来するものではないということか、もしくは、工場敷地外の汚染に由来するということなのか、評価理由を評価書等において明らかにされたい。

【市川市長】

事業の実施にあたっては、本環境影響評価書案に則り実施することは勿論のこと、今回、予測・評価項目としなかった水質汚濁等の項目を含め、新たに土壌の汚染が判明する等の疑義が生じた場合、又は知見の集積が得られた場合等について、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らし、適切な配慮を講じること。

項目：土壌汚染

意見	意見の取扱いについての事務局案
汚染土壌封じ込め槽を改変することはないとしているが、封じ込めによる対策は工事の完了後も継続することから、構造を明らかにした上で、機能が維持されるよう適切に管理すること。	指摘の趣旨を答申案に入れる。

第二部会 審議資料

資料 1 - 3

(事業名) 江戸川清掃工場建替事業

部会審議項目(12) 大 臭 騒 土 盤 循 日 電 景 自 廃 温 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 電波障害

(年月日) 平成 31 年 1 月 25 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及びその選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P409～P415
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P416～P418
環境保全のための措置		P419
評 価		P419
都民の主な意見	な し	
関係区長等の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成30年12月10日 (2) 担当委員 小林 一哉 委員 (3) 検討結果 意見なし	

関係区長等の意見

【江戸川区長】

- 電波障害が予測される地域の住民に対し、周知を行うこと。また、予測地域だけでなく、予測地域外においても、電波障害が発生した場合に適切な対策をすること。

【市川市長】

なし